平成２３年（フ）第２５３号
岡山県倉敷市玉島乙島5719番地
破産者　大島　　均
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
岡山県倉敷市玉島乙島5719番地
破産者　大島　幸子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
山口県下関市藤附町７番10号
破産者　渡　　初美
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
長崎県長崎市新戸町３丁目16番11号　ハイツ的石204号
破産者　伊東　　了
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
長崎県長崎市本河内１丁目11番11―204号
破産者　山本　直人
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
熊本県宇土市網津町1409番地10、前住所熊本県宇土市宮庄町133番地
破産者　興梠　順侍
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２５号
福井県丹生郡越前町西田中３丁目307番地
破産者　佐々木範子
1　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
2　一般調査期日　平成24年11月６日午前10時30分
平成24年７月17日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目８番18号、住民票上の住所福井県越前市家久町第90号８番地の37
破産者　和田　良夫
1　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
2　一般調査期日　平成24年９月11日午前11時10分
平成24年７月17日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目15番20号
破産者　小田　順子
1　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
2　一般調査期日　平成24年９月３日午前10時
平成24年７月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４３号
大阪市淀川区新北野３丁目12番５号プロパレス新北野エスペレ403号
破産者　ヨシオトレーディングこと　金沢　良夫
1　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後３時30分
平成24年７月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５９号
神戸市東灘区深江本町１丁目１番11号
破産者　山下　久志
1　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後３時30分
平成24年７月18日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８３０号
大阪府大阪市北区梅田１丁目１番３―1500
破産者　日本不動産地所株式会社
1　期日　平成24年８月28日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０号
大阪府松原市三宅中８丁目５番５号
破産者　株式会社日本エースシール
1　期日　平成24年８月30日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月17日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２６号
神奈川県三浦市初声町下宮田46番地100
破産者　塚原　　仁
免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
平成24年７月17日
横浜地方裁判所横須賀支部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第７６号
東京都目黒区中目黒２丁目１番27号
再生債務者　全国小売酒販組合中央会
主文　本件再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者は、再生債務者の財産に対し、再生債権に基づく強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をしてはならない。
平成24年７月13日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第７８号
東京都港区高輪４丁目３番３号　ＴＡＫＡＥ　Ｉ．ＴＯＰＳ
再生債務者　鈴木　徹夫
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目９番３号　ＮＢＫ祭苑ビル４階　岡本政明法律事務所　弁護士　岡本　政明
平成24年７月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７６号
東京都目黒区中目黒２丁目１番27号
再生債務者　全国小売酒販組合中央会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区有楽町１―６―４　千代田ビル６階　日比谷見附法律事務所　弁護士　五十嵐啓二
平成24年７月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
山梨県南巨摩郡南部町福士2705番地12
再生債務者　望月征四郎
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　甲府市丸の内２―34―８　第２メグロ会館３―Ａ　後藤法律事務所　弁護士　後藤　光利
平成24年７月13日　　甲府地方裁判所民事部